

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	18 件

北海道国民年金 事案 1843 (事案 796 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、前回の申立てで一部記録が訂正されたが、申立期間についても、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を勤務先のA店で集金人に納付していた。

この度、申立期間の一部の期間ではあるが、同店に勤務していた元同僚から、私の妻が国民年金保険料を集金人に納付していたことを記憶しているとの証言を得ることができたため、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立てについて、当初、昭和40年3月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の申立てを行っていたところ、申立期間のうち50年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料の納付があったものと認められるものの、40年3月から49年3月までの期間については、i) 申立人に保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、その期間が109か月と長期間であること、ii) 申立人が国民年金の加入手続及び納付に関与していない上、当該手続等を行ったとする申立人の妻からも明確な供述を得られないこと、iii) 集金人が職場に来ていたことを証言してくれる同僚からの供述を得られないこと、iv) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から当該期間は一部時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等をもって保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月28日付けで50年1月から同年3月までの期間の年金記録の訂正は必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな根拠として、申立人及び申立人の妻が勤めていたA店に、昭和46年春から勤務していた元同僚から証言を得られたことを挙げて、再度申立てを行ったものであり、その元同僚は、申立人の妻が保険料をB市の国民年金の集金人に納付していたことを何度か目撃したと供述しており、その証言に不自然な点が見当たらないことから、申立人の妻が同店で申立人の保険料をB市の国民年金推進員に納付していたものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和44年11月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立人の妻は、現年度納付となる同年4月からの国民年金保険料を集金人に納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が20歳に到達した昭和36年*月ではなく、40年4月となっていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は申立人及びその妻が関与していたものと推認されるため、申立人が国民年金に加入後、49年3月まで国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人の妻の申立期間における国民年金保険料は、納付済であることから申立人のみ保険料が未納であることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私の国民年金保険料は、私が婚姻するまでは同居していた母親が集金人に、婚姻後は自分で納付していた。

昭和53年11月に婚姻し、A市からB市へ転居したが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が婚姻するまで同居し申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に死亡しており、当時の保険料の納付状況を聴取することができないものの、その母親の生前中、母親と同居していたとする申立人の姉（長女）は、「私の国民年金保険料は、全て母親が納付してくれ、妹二人（次女及び申立人）の保険料も、それぞれ婚姻して実家を離れるまでは、全て母親が納付してくれていた。」と述べている。

また、申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳までの期間の国民年金保険料を全て納付しているとともに、申立人の姉二人の保険料は、母親と同居していた期間において未納が無く、申立人についても、母親と同居していた20歳から申立期間直前までの国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の母親及び申立期間において母親と同居していた姉（長女）の国民年金保険料が、前納で納付されていることが確認できることから、保険料納付意識の高かった母親が、当時同居していた申立人の保険料のみを納付しなかったものとは考え難く、申立人の当該期間の保険料についても、母親及び姉（長女）の保険料と同様に、前納で納付していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人が昭和 53 年 11 月に A 市から転居した B 市の国民年金被保険者名簿には、申立人の当該期間に係る保険料が納付済みと記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月31日

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、現在勤務しているA社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する電子化された賞与データ及び申立人が保管する賞与に係る給与支払明細書により、申立人は、平成16年12月31日に同社から20万8,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人が保管する給与支払明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から20万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月31日

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する電子化された賞与データにより、申立人は、平成16年12月31日に同社から20万6,000円の賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、申立人に係る当該賞与に基づく厚生年金保険料については、同じ申立期間において同様の申立てを行っている同僚は、その保管する賞与に係る給与支払明細書により賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所から事務の委託を受けている労働保険事務組合に照会したところ、「平成16年12月の賞与を支払われている者は申立人を含む二人であり、同僚が保管していた賞与に係る給与支払明細書に

よると、その賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立人も同様に同保険料を控除していると判断している。」と回答していることから、申立人についても賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたと認められる。

なお、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険被保険者賞与支払届における標準賞与額から20万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月23日まで

昭和52年4月1日からB社に勤務していたが、その後、A社に異動し、以前と同じ勤務形態で働いていた。しかし、ねんきん定期便によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。申立期間は給与も支給され、厚生年金保険料も以前と同様に控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により申立人と同時期にB社からA社に異動したことが確認できる6人に対し、申立人の勤務実態について照会したところ、回答が得られた3人全員が、「申立人と一緒に申立期間も継続して勤務していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は平成3年9月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在が不明であることから、現在の代表取締役が当該事業所に係る同保険の適用状況について照会したところ、「当時の関係書類を廃棄しており、厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しているが、前述の同僚の一人から提出された昭和54年1月分から同年12月分までの給与明細書及び同年分の源泉徴収票

により、当該同僚は申立期間において、B社の同年3月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、A社の事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の申立期間に係る厚生年金保険料が資格喪失時の標準報酬月額に基づき控除されていることから、申立人のB社における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和54年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は無い。

しかし、商業登記簿謄本により、当該事業所は申立期間当時から法人事業所であることが確認できる上、申立人と同様に、B社からA社に異動した同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録から常時5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和45年10月1日、同資格喪失日を49年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を45年10月から46年9月までは5万6,000円、同年10月から47年9月までは6万4,000円、同年10月から48年9月までは8万円、同年10月から49年5月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から49年6月1日まで
昭和45年10月にA社に入社し、49年に同社が倒産するまでB職の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた4人の同僚は、A社において厚生年金保険被保険者であったことが、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できるとともに、当該同僚のうち昭和42年10月20日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「申立人は昭和45年10月から社員として勤務していた。私は会社が倒産する前に退職したが、申立人は倒産するまで勤務していた。社員は、全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と述べている。

また、申立人が、会社が倒産するまで一緒に勤務していたとする二人の同僚は、被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和49年6月1日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同日に同資格を喪失していることが確認できる別の一人は、「申立人とは会社が倒産するまで一緒に勤務した。申立人の退職は私と同じである。」と述べている。

さらに、被保険者原票によると、昭和 45 年に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者は 5 人存在するが、このうちオンライン記録により所在が確認できた一人に照会したところ、自身が記憶する当該事業所における勤務期間と同保険の被保険者期間は一致している。

加えて、申立人及び同僚が記憶する当該事業所の従業員数は、4 人から 10 人であるが、当該事業所の厚生年金保険被保険者数は、4 人から 9 人で推移していることがオンライン記録により確認できることから、事業主は、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種である同僚の標準報酬月額の推移から、昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 47 年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 8 万円、同年 10 月から 49 年 5 月までは 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はオンライン記録により既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 10 月から 49 年 5 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3175

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月25日まで

昭和40年4月1日から44年8月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が41年3月25日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時に入社したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む9人の厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正されており、訂正前の資格取得日は、全員が昭和40年4月1日であることが確認できる上、当該原票には訂正処理日及び訂正事由等の記載も無い。

さらに、当該9人のうち申立人を含む6人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年4月1日と記載されていることから、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該9人の被保険者資格取得日は、昭和40年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由はなく、上記被保険者資格取得日に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年

金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月11日まで

昭和40年4月1日から41年4月23日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年3月11日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時に入社したとする複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む9人の厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正されており、訂正前の資格取得日は、全員が昭和40年4月1日であることが確認できる上、当該原票には訂正処理日及び訂正事由等の記載も無い。

さらに、当該9人のうち申立人を含む6人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年4月1日と記載されていることから、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該9人の被保険者資格取得日は、昭和40年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由はなく、上記被保険者資格取得日に係る記録訂正は有効なもの

とは認められないことから、事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社C工場）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日であると認められることから、申立人に係る同資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち昭和19年10月から20年1月までの期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月10日から20年2月25日まで

昭和18年10月10日にA社に入社し、D業務に従事していた。同年12月に召集によりE軍F隊に入隊し、20年12月に復員後、同社に復職したが、年金記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が応召中の同年2月25日とされており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、昭和18年10月20日に同社で健康保険被保険者資格を取得した後、19年1月3日に同資格を喪失し、20年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、G省H局が保管するI隊名簿及びJ軍召集解除命令によれば、申立人は、18年12月25日にE軍F隊に召集され、20年12月1日に召集解除されたことが確認できることから、当該健康保険被保険者資格喪失日及び厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも申立人がE軍に召集されていた期間に該当するため、申立人が、19年1月3日に健康保険被保険者資格を喪失し、その1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していたものとは考え難い。

また、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行により、筋肉労働者以外の一般労働者が年金制度の対象とされたのは昭和19年6月1日であるとともに、同法附則第1条、第3条及び第5条の規定に基づき、保険料徴収及び

保険給付の対象とされたのは同年10月1日以降の期間であるところ、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚については、当該事業所の被保険者名簿及びオンライン記録によれば、16年1月4日に健康保険被保険者資格を取得した後、19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人についても、申立期間のうち同日以降の期間については厚生年金保険の被保険者としての資格を有していたものと認められる。

一方、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がE軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、一般労働者が年金制度の対象とされ、かつ、保険料徴収及び保険給付の対象とされた昭和19年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年2月25日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、90円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和18年10月10日から19年9月30日までの期間については、上述のとおり、厚生年金保険法の施行により、一般労働者が年金制度の対象とされ、かつ、保険料徴収及び保険給付の対象とされる以前の期間であったことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から36年2月1日まで
昭和32年6月にA社に入社し、平成4年2月まで同社に継続して勤務していた。

申立期間は、A社C営業所から同社B営業所へ異動となった時期であるが、厚生年金保険の被保険者資格が欠落していた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令の写しから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年12月1日にA社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 3179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月11日から同年9月21日まで
昭和30年3月から43年6月までA社に勤務し、B業務に従事した。

申立期間は、A社C営業所（厚生年金保険の適用事業所は、A社D工場）から同社本社に異動した時期であるが、厚生年金保険の被保険者資格期間が1か月欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び上司の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（A社D工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社D工場から同社本社に異動したとされる上司の供述及びこの上司の同社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日から、昭和39年8月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保

険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 15 日

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成 17 年 6 月 15 日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。

厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる賞与明細書を保管しているので、厚生年金保険の給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書及び預金通帳の入出金記録、並びにA社の申立期間当時のB業務担当部長から提出された同社に係る賃金台帳及び賞与明細一覧表により、申立人は、平成 17 年 6 月 15 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（20万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のB業務担当部長から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同標準賞与額決定通知書により、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対して届出を行っていないことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1845

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から同年11月まで

私が勤務していたA事業所は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった。同事業所を退職直後の平成14年12月頃に、自宅に来訪したB市職員から、国民年金保険料の未納があると言われたので、私は父親と相談して国民年金に加入し保険料を納付した。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年12月頃に、B市職員が申立期間に係る国民年金保険料の未納があるとして自宅を訪れてきたので、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと主張しているが、i)オンライン記録により、申立人に対して、申立期間に係る国民年金の加入勧奨通知が、同年12月2日に発行され、16年2月24日に作成された最終の未適用者一覧表に申立人が掲載されていることが確認でき、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続きを行った形跡が見当たらないとともに、申立期間において、国民年金被保険者資格を有していなかった申立人に保険料納付書が発行されたものとは考え難いこと、ii)申立期間当時の14年4月からは、納付書の発行や保険料の収納事務は社会保険事務所(当時)が行い、同市では行っていないことから、これらは申立人の主張と一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年2月まで

私は、昭和57年9月にA市役所で国民年金の加入手続をして、保険料を納付したはずである。申立期間について、私の妻は国民年金保険料の納付済期間になっているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月に国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、i) 申立期間の国民年金資格記録は平成12年2月14日に追加された記録であること、ii) 申立人が唯一所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載が無いこと、iii) 申立人が申立期間当時、居住していたA市において、申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、当該期間の保険料の納付書は交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻の申立期間当時における国民年金被保険者資格は、本来、任意加入被保険者から強制加入被保険者に資格変更されることになるが、その手続が行われていない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1847

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年6月まで

私は、会社を退職した平成4年3月にA市B区役所に行き、自分で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は加入後間もなく私の妻が納付してくれた。

私の妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済期間となっているのに、私だけ当該期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月の国民年金加入後間もなく、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、その妻は当該期間の保険料が納付済みであるため自分も納付したはずだと主張しているところ、その妻の4年4月から同年6月までの保険料は、同年8月に納付されている上、4年3月の保険料は同年11月に過年度納付されていることが確認できるが、申立人が主張する申立期間に係る保険料を4年3月以降間もなく、その妻が納付したとするのであれば、妻自身の当該期間の保険料の納付時期が遅れていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続きをA市B区役所で行ったとしているが、i) 国民年金加入時に国民年金被保険者に与えられる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらないこと、ii) 同市における申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人の所持する年金手帳を確認したところ、国民年金に加入したことを示す記載が無いことから、申立期間は国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は保険料の納付書は交付されることはなく、申立人は保険料を納付することがで

きなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の妻から申立期間の国民年金保険料の納付について具体的な説明がなく、当時の納付状況については不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1848

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私は、昭和59年7月23日に国民年金の被保険者資格を喪失したことになるが、自分で資格喪失届を提出した覚えは全くない。

申立期間の国民年金保険料は納付したはずなので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その手続等を行ったとする父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等については不明である。

また、A市における申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和59年7月23日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同市における申立人の昭和60年度と同被保険者名簿が見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料の納付書は交付されず、申立人は保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等の記憶はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの期間、50年12月から51年3月までの期間及び54年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年3月まで
② 昭和50年12月から51年3月まで
③ 昭和54年12月から55年3月まで

私は、申立期間当時、A社B支店の期間雇用者として働いていた。国民年金及び国民健康保険の切替手続についてはC市役所で行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間について、私の妻の国民年金保険料は、納付済期間になっているのに、私だけが国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が5か月、申立人の妻も39か月の未納期間があることから、申立人及びその妻は保険料の納付意識が高かったものとは言い難い上、申立期間を含む昭和48年度から55年度までの申立人及びその妻の保険料は、必ずしも一緒に納付されていたものとは認められない。

また、申立期間について、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及びC市保管の国民年金被保険者名簿において、申立人が国民年金に再加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私が20歳の頃、A市から国民年金の案内書と国民年金保険料の納付書が届いたため、保険料を納付した。

1回目の国民年金保険料を納付すると、同市B区役所から国民年金手帳が送付され、その後は、毎年送付されてくる納付書で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和49年*月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、54年1月頃に払い出されたものと認められる上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は、54年1月頃に行われたものと考えられ、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認される。

また、申立人は、昭和49年*月から国民年金保険料を納付したと主張し、その根拠として、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和49年*月*日」と記載されているとしているが、年金手帳の当該日付は、申立人が国民年金の加入手続を行った54年1月頃に、国民年金強制加入被保険者としての資格を取得した日を、記載したものであり、申立期間の保険料の納付の有無を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年1月の時点で、申立期間の保険料は、第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)及び51年10月から53年3月までの保険料の過年度納付は可能であ

ったが、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶がないことから、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

加えて、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の父親及び申立期間当時に国民年金のことについて話をしたとする申立人の同級生に当時の状況を確認したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる証言は得られなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和48年11月にA市に転入し、同年同月にA市B区役所へ婚姻届を提出した際に、併せて私と妻の国民年金の加入手続を行った。

その際、昭和48年度の国民年金保険料を一括して納付するように言われたので、翌月に同区役所で妻の分を含めて同年度の保険料を納付し、49年度及び50年度分の保険料については納付書が送られてきたので、納付書に従い保険料を納付した。

また、国民年金手帳は、昭和52年頃遅れて送付されてきた。

領収書は紛失しているが、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所に婚姻届を提出した昭和48年11月に、自身と申立人の妻の国民年金の加入手続を併せて行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号払出管理簿及び前後の番号の被保険者状況調査により、51年2月に夫婦連番で払い出されたものと推定できるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これらは申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に保険料の過年度納付について説明を受けた記憶、及び遡って保険料を納付した記憶がないとしていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和51年2月の時点で、過年度となる昭和48年度及び49年度の保険料が納付されたものとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際に、1年分の申立人夫婦の保険

料を一括納付すると言われて納付したと述べているところ、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間直後の昭和 51 年度の保険料が、夫婦共前納で一括納付されていることが確認でき、申立人夫婦が国民年金に加入した直後に納付した保険料は、当該年度の保険料であった可能性は否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和48年11月に婚姻した際に、私の夫がA市B区役所で婚姻手続と併せて私と夫の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その際、昭和48年度の国民年金保険料を一括して納付するように言われたので、翌月に同区役所で夫が夫婦二人分の同年度の保険料を納付し、49年度及び50年度分の保険料については、納付書が送られてきたので、夫が納付書に従い保険料を納付してくれた。

また、国民年金手帳は、昭和52年頃遅れて送られてきた。

領収書は紛失しているが、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に申立人の夫が婚姻届の提出と同時にA市B区役所で申立人と夫の国民年金の加入手続を併せて行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号払出管理簿及び前後の番号の被保険者状況調査により、昭和51年2月に払い出されたものと推定できるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これらは申立人の主張と一致しない。

また、申立人の夫は、申立人夫婦の国民年金の加入手続時に保険料の過年度納付についての説明を受けた記憶、及び遡って国民年金保険料を納付した記憶がないとしていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和51年2月の時点で、過年度となる昭和48年度及び49年度の保険料を納付したものとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、国民年金の加入手続の際に、1年分の申立人夫婦の

保険料を一括納付するように言われて納付したと述べているところ、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間直後の昭和 51 年度の保険料が、夫婦共前納で一括納付されていることが確認でき、申立人夫婦が国民年金に加入した直後に申立人の夫が納付した保険料は当該年度の保険料であった可能性は否定できない。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月から同年4月まで

私は、当時、再就職が決まったことから、前の会社から再就職先までの期間の国民年金保険料を納付するために、A市B区役所か同市C区役所の年金課で国民年金の加入手続きを行い、未納であった保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等により、申立期間は、平成13年6月25日に国民年金の被保険者資格記録が追加された際に整理された期間であることが推認できることから、当該整理時点までは国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金の加入について、平成11年4月23日に加入勧奨状（督促分）が作成されていることが確認できる上、12年8月21日には、それまで加入勧奨に応じていない者の未適用者一覧表が作成され、同表に申立人が未適用者の一人として掲載されていることが確認でき、この時点においても、申立人は、申立期間に係る国民年金の再加入手続きを行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間以後における3回の国民年金の再加入手続きにおいて、申立人は国民年金の加入勧奨をその都度受けていることが確認されることから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きが速やかに行われていなかった点もみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A社B支店の社員として、C県D局が発注したE施設のF作業場においてG業務の仕事に従事したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務の具体的な供述、C県D局から提出されたE施設作成の昭和30年度作業日誌及び31年度引継日誌の記録から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社B支店が請負っていたE施設のF作業場において業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は保存されておらず、申立期間に申立人が勤務していたか分からない。」と回答しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、A社B支店で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から同社同支店における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間当時、同社同支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる3人に照会し、全員から回答が得られたところ、3人共に「申立期間当時に申立人が勤務していたかどうか分からない。」としている上、当該同僚3人のうち1人は、「昭和27年7月頃から45年11月頃までH業務関係の仕事に従事していた。同支店の事業はH業務及びI業務で、当時、I業務としてE施設のF

作業を行っていた。I 業務関係者は I 業務部長一人で、専属の下請業者を使い当該作業を行っていた。申立人は下請業者に雇われていた者ではないかと思うが、当該下請業者の名称は分からない。」と供述している。

加えて、A 社及び同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、両名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、申立事業所として「J 社」という名称も挙げているものの、オンライン記録によると、申立期間当時、当該名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が見当たらない上、管轄の法務局では、「当該名称の事業所の商業登記簿謄本を確認したが、当該名称の事業所の登記は無い。」との回答であった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3182

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 41 年 10 月まで

申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、勤務していたことは事実であり、当時の事務員から厚生年金保険に加入している旨の説明があり、退職時にカードをもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和 39 年 10 月 24 日から 42 年 2 月 23 日までA社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所は昭和 58 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役及び取締役であったその妻は、既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人から名前が挙がった同僚 3 人に照会したところ、いずれも「申立人と一緒に勤務したが、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と供述しているほか、これらの者から厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において、同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、オンライン記録によると、前述の代表取締役及び取締役であったその妻は、申立期間当時において、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A団体職員共済組合員として、その主張する標準報酬月額に基づく掛金をA団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 9 月まで

昭和 43 年 3 月に B 組合（現在は、C 組合）D 支所に採用され、同年 6 月 30 日付けで正職員となり勤務した。申立期間について、ねんきん定期便には標準報酬月額は 9,000 円と記載されているが、実際の給与支給額と異なるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と相違しているとして申し立てているが、申立期間については昭和 43 年 5 月から同年 7 月までを対象月として定時決定された標準報酬月額であるところ、C 組合から提出された「昭和 43 年標準給与定時決定基礎届（控）」（写し）により、同年 8 月 14 日に同組合は A 団体職員共済組合に申立人の給与を同年 5 月は 7,500 円、同年 6 月は 3,600 円、同年 7 月は 1 万 5,937 円、計 2 万 7,037 円として届出を行っていることが確認でき、この記載内容からすると、申立人の標準報酬月額は 9,000 円であり、これはオンライン記録と一致する。

また、C 組合が保管していた辞令簿によると、申立人は昭和 43 年 3 月 31 日付けで臨時職員として日給 600 円、その後、同年 6 月 30 日付けで正職員として月俸 1 万 5,000 円の人事発令が確認でき、同組合は「申立期間当時の給与台帳及び出欠が確認できる資料を保管していないが、昭和 43 年の定時決定基礎届に記載されている申立人の同年 5 月及び同年 6 月の給与額からすると、申立人は、当時欠勤があったものと思われる。この届出の内容から判断すると、申立期間については、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に係る掛金は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人から名前が挙がった同僚4人及びオンライン記録により当該組合に係る共済組合員資格が確認できる7人の合計11人に照会し6人から回答を得られたところ、二人が「臨時職員の期間も、正職員と同じ勤務時間及び勤務日数であったが、申立人に欠勤があったか否かは覚えていない。」と述べているものの、別の一人が「申立人は、昭和43年5月から同年6月頃に欠勤していたと思う。」と述べており、申立人自身も「申立期間当時は、E資格を取得するために欠勤していた。」と述べており、前述のC組合の回答と符合する。

加えて、A団体職員共済組合から提出された資格関係資料には、申立人の申立期間における標準報酬月額が9,000円と記載されており、これはオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく掛金の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく掛金をA団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 34 年 6 月まで

申立期間については、A社に勤務し、B業務を担当していた。給与明細書等は保管していないが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 申立事業所に入社した時期について「A社に入社した年月は正確には記憶していないが、前々職の事業所が倒産した後の春頃から申立事業所とは別の事業所に半年ほど勤務した。その後、秋から冬にかけて申立事業所に入社した。」と詳細に供述しているところ、オンライン記録によると、前々職の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日の昭和 32 年 10 月 27 日に申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失していること、ii) 申立人は 34 年 9 月にC市に採用されているところ、C市から提出された同市職員履歴書の採用前の職歴欄には申立事業所に係る勤務の記載が無いものの、同年 5 月から同年 8 月までの期間について、申立人が申立事業所の後に勤務したとする事業所名が記載されていること、iii) 二人の同僚が「申立人の正確な勤務期間は不明であるが、申立人と一緒に勤務した。」と供述していることから判断すると、申立期間のうち、33 年秋頃から 34 年 5 月頃までA社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると当該事業所は昭和 42 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成 8 年 6 月 1 日に解散している上、当時の事業主の所在が不明であることから申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当該事業所に一緒に入社したとする同僚一人の名前を挙げて

いるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、この同僚についても厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、所在も確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人から名前が挙げられた同僚のうち生存及び所在の確認ができた二人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者資格が確認できる10人の合計12人に照会したところ、一人が「1年間の見習い期間があった。」と供述していること、及び別の一人が「入社当初からは、従業員を厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述していることから、自身の入社年月について回答を得られた8人について、オンライン記録により確認できる当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月を照合したところ、自身が記憶する入社年月と同資格取得年月が一致している者は一人のみであり、残る7人については自身が記憶する入社年月よりも1か月から19か月後に同保険の資格を取得していることが確認できる。このことから判断すると、当該事業所における厚生年金保険の適用については従業員ごとに異なる取扱いを行っていたことが考えられるところ、いずれの同僚からも、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 5 月 9 日から 49 年 7 月 23 日まで

昭和 44 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 23 日まで、A社に勤務し、B業務に従事していたが、年金記録によると、47 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 5 月 9 日に同資格を喪失したことになる。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務し、B業務に従事していたと申し立てているが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 9 月 1 日であることから、申立期間①のうち同年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間については、同社は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が自身と同じくB業務担当であったとする同僚 5 人（姓のみを記憶している。）のうち 4 人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できず、残りの一人（申立人の上司に当たる者）に照会したものの、「申立人について覚えていない。」と述べている上、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 6 人に照会したところ、回答が得られた 3 人全員

が申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の両申立期間における勤務実態等について確認することができない。

加えて、両申立期間において勤務していたとする者は、「私は、昭和 39 年 9 月 10 日から勤務していた。入社時に、会社から国民年金に加入するよう言われた。」と述べているところ、入社日から約 9 年後の 48 年 10 月 1 日に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間②当時、当該事業所において C 業務担当であったとする者は、「本社（D 業務及び C 業務）と店舗（E 業務）では厚生年金保険の加入要件が全く違っていた。E 業務の場合は、社員定着率が低かったため、入社当初は国民年金に加入することとし、その後厚生年金保険に加入させていた。」と述べていることから、当該事業所では、店舗に勤務する従業員については、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いであったものと考えられる。

その上、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和 47 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 9 日と記載されており、訂正等の形跡も無い。

なお、申立人の当該事業所における両申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 6 月 20 日まで

申立期間はA社が経営するB施設にC業務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 4 月 2 日であることが確認できることから、申立期間においては同保険の適用事業所ではなかった上、当該事業所に係る被保険者原票により、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者 24 人は、いずれも申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により、当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「A社は昭和 46 年 12 月に事業を開始したが、48 年 4 月 2 日以前に社会保険の適用を受けたことはなく、同日以前に厚生年金保険料を給与から控除することもなかった。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち2人については、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年4月2日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、前述の取締役であった者を含む他の2人については、いずれも当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所で昭和48年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録により、生存及び所在が確認された者のうち、前述の同僚を除く8人に照会したところ、回答が得られた者5人のうち4人は、いずれも同日以前から当該事業所に勤務していたと供述するところ、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、このうち当該事業所で社会保険事務を担当していたと供述する者は、「同社は、昭和48年3月以前の期間は社会保険に加入しておらず、社会保険に加入する以前に厚生年金保険料を給与から控除したことはない。」と供述しているほか、他の一人は、「A社には昭和46年12月から48年5月まで勤務したが、会社を辞める少し前に経理及び給与事務担当者に相談したところ、『もうすぐ会社が社会保険に加入するから辞めない方がいい。』と言われたものの、結局辞めてしまったので、会社が社会保険に加入した時期は同年4月で間違いない。求人広告では社会保険の加入があるような記載であったが、入社してみるとなかったもので、退社間際に健康保険証をもらうまでは夫の被扶養者となっていた。」と供述しており、ほかに当該事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 21 日から 48 年 4 月 2 日まで
② 昭和 48 年 5 月 7 日から同年 10 月 21 日まで

昭和 46 年 10 月 21 日から 48 年 10 月 20 日まで A 社が経営する B 施設に勤務し、C 業務に従事していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 4 月 2 日であることが確認できることから、申立期間①においては同保険の適用事業所ではなかった上、当該事業所に係る被保険者原票により、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者 24 人は、いずれも申立期間①において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により、当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「A 社は昭和 46 年 12 月に事業を開始したが、48 年 4 月 2 日以前に社会保険の適用を受けたことはなく、

同日以前に厚生年金保険料を給与から控除することもなかった。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち2人については、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年4月2日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、前述の取締役であった者を含む他の二人については、いずれも当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所で昭和48年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録により、生存及び所在が確認された者のうち、前述の同僚を除く8人に照会したところ、回答が得られた者5人のうち4人は、いずれも同日以前から当該事業所に勤務していたと供述するところ、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、このうち当該事業所で社会保険事務を担当していたと供述する者は、「同社は、昭和48年3月以前の期間は社会保険に加入しておらず、社会保険に加入する以前に厚生年金保険料を給与から控除したことはない。」と供述しているほか、他の一人は、「A社には昭和46年12月から48年5月まで勤務したが、会社を辞める少し前に経理及び給与事務担当者に相談したところ、『もうすぐ会社が社会保険に加入するから辞めない方がいい。』と言われたものの、結局辞めてしまったので、会社が社会保険に加入した時期は同年4月で間違いない。求人広告では社会保険の加入があるような記載であったが、入社してみるとなかったもので、退社間際に健康保険証をもらうまでは夫の被扶養者となっていた。」と供述しており、ほかに当該事業所が申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間①における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、上述のとおり、当該事業所が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、上述の取締役であった者に照会したものの、「申立人がいつからいつまで勤務していたかは記憶していない。」と回答しており、申立人の勤務状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する者4人のうち、前述の取締役であった者を除き生存及び所在が確認された者二人に照会

したものの、いずれも「申立人の勤務期間までは分からない。」と回答しており、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②の全部又は一部において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、オンライン記録により、生存及び所在が確認された者 12 人に照会したところ、回答が得られた 6 人から、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった上、このうち一人は、「私は、申立人と同じ頃に A 社を退社した。」と供述するところ、被保険者原票によれば、同人の当該事業所における同保険被保険者資格喪失日は昭和 48 年 5 月 21 日であることが確認できるほか、他の一人は、「私は昭和 48 年 6 月に A 社に入社したが、その時、申立人は既に退社した後であった。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る申立人の被保険者原票によれば、申立人の健康保険証が昭和 48 年 5 月 17 日に返納されたことを示す記載が確認できる。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間②における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3188 (事案 1928 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
② 昭和 28 年 10 月 31 日から 31 年 1 月 6 日まで

申立期間①は、A 学校卒業後、B 社 C 事業所の下請けであり、D 市に所在した E 社に F 作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、E 社を退社後、同様に B 社 C 事業所の下請けであり、D 市に所在した G 社に F 作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当初の申立てにより、両事業所が実際に存在していたことが判明したので、もっとよく調査して、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 事業所名簿によれば、D 市に所在する E 社及び G 社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、商業登記簿謄本の記録においても、両事業所が申立ての地域に所在していたことは確認できないこと、ii) 申立人が E 社で一緒に勤務していたとする同僚二人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないほか、申立人は G 社で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から両事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、iii) 地元の商店及び B 社 C 事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述により、両事業所が申立ての地域に所在していたことはうかがわれたものの、両事業所の事業主及び従業員に係る供述が得られなかったこと、iv) D 市商工会議所に照会したものの、

「昭和 52 年以前の資料は火災により焼失したため、当時の状況は分からない」と回答していること、v) 申立人が両事業所の元請けであったとする B 社 C 事業所においても、申立人が厚生年金保険に加入していた形跡が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに申立期間①において一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているが、申立人が両人の姓しか記憶していないことから、いずれも個人を特定することができないため、これらの者から E 社における厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、申立人は、「当初の申立てに係る地元の商店等に対する調査により、両事業所が実際に存在していたことが判明したのだから、もっとよく調査してほしい。」と主張するが、上記 i) のとおり、商業登記簿謄本の記録から両事業所の事業主等を特定することはできない上、上記 iii) のとおり、両事業所が申立ての地域に所在していたことをうかがわせる供述を行った地元商店及び B 社 C 事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、いずれも両事業所の事業主や従業員の氏名までは記憶していないことから、当該地元商店等の情報を基にこれ以上の確認を行う余地も無いため、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から27年5月15日まで
② 昭和28年6月30日から29年4月1日まで

昭和25年4月から29年3月末までA県B市にあったC社に正社員として勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社において一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が両申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年5月13日であり、適用事業所ではなくなったのは28年6月30日であることが確認できることから、申立期間①のうち25年4月1日から27年5月13日までの期間及び申立期間②においては同保険の適用事業所ではなかった上、当該事業所の健康保険厚生年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者10人(申立人を除く。以下「被保険者」という。)は、いずれも27年5月13日以前の期間及び28年6月30日以降の期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無いほか、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者も、27年5月13日に同保険の被保険者資格を取得し、28年6月30日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、前述のとおり、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡しているほか、商業登記簿謄本の記録により、当時の役員であったことが確認できる者4人は、いずれも個人を特定できないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと供述する同僚7人については、このうち二人は既に死亡しており、他の二人は所在が確認できないほか、別の一人は、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、個人を特定することができず、これらの者からも当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、当該同僚7人のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認された者二人に照会したところ、いずれも昭和27年5月13日以前から当該事業所に勤務し、28年6月30日以降も勤務していたと供述している一方で、当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、このうち一人は、「昭和27年頃、社長と経理担当者から、『今度、社会保険に加入することになった。』と説明があったことを記憶しているので、C社が社会保険に加入したのはその時が最初であった。また、社会保険に加入した翌年の28年春頃から会社の経営が次第に悪くなったので、その後、社会保険の加入も止めたのだと思う。」と供述している。

その上、被保険者のうち、前述の同僚二人を除き、オンライン記録により、生存及び所在が確認された者一人に照会したものの、「私がC社に勤務していたのは昭和27年7月から28年2月までであるため、同社に勤務していなかった両申立期間については分からない。」と供述しており、ほかに当該事業所が申立期間①のうち25年4月1日から27年5月13日までの期間及び申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人が両申立期間において当該事業所の取引先であったとするD社に照会したものの、「C社については、当時、当社と取引があったかどうかを含め、全く分からない。」と回答している。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3190（事案 1355 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで

申立期間は、A社に代表取締役として勤務し、給与額は 50 万円であったが、オンライン記録では 28 万円と記録されていたことから記録の訂正を申し立てたところ、訂正の必要がない旨の通知を受けた。

今回、申立期間の厚生年金保険料の納付が確認できる滞納保険料に係る充当明細書等を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年同月 21 日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（50 万円）が、5 年 2 月 1 日まで遡って 28 万円に遡及減額訂正されていることが確認できるが、i) 申立人は、「社会保険料を滞納しており、7 年頃に社会保険事務所（当時）による差押えを受けた。」と述べていること、ii) 申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難いこと、iii) 会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないことから、既に当委員会の決定に基づく 21 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間における当該事業所の滞納保険料に係る社会保険事務所の「充当明細書」及び「差押解除通知書」等を提出

し、標準報酬月額の遡及訂正前の滞納保険料を納付したと主張している。

しかしながら、上記の資料により、当該事業所の滞納保険料 267 万 5,912 円が充当処理されたことは確認できるものの、当該充当処理は、申立人の標準報酬月額が遡及減額訂正処理された平成 7 年 2 月 21 日から約 5 年 7 か月後の 12 年 9 月 29 日に処理されていることから、申立人の標準報酬月額の遡及減額訂正処理後の滞納保険料に充当されたものと考えられ、遡及減額訂正前の滞納保険料に充当されたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月頃から 46 年 3 月頃まで
申立期間について、A市に所在したB社でC職として勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務及び事業所の所在地に関する具体的な供述内容から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、B社は、オンライン記録によると、平成 15 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、同年 10 月 31 日に解散しているほか、申立人が名前を挙げた同僚二人は姓のみしか分からないため、本人の特定ができず連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、B社の後継事業所であるD社では、「B社では、当時、地方の支店長とE職は厚生年金保険に加入させていたが、現地採用のC職は、会社とは業務委託契約であったことから、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 15 人に照会したところ、このうち 8 人から回答が得られたが、いずれも同社本社採用の職員又は同社の支店長等であったと回答しており、申立人と同じ現地採用のC職は確認できない。

加えて、上記の複数の同僚が、「B社では、当時、職員は、厚生年金保険に加入していたが、C職は、同社とは業務委託契約であったことから、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、これは前述のD社の回答と符合する上、他の同僚からも、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から29年5月1日まで

昭和26年1月1日から45年5月30日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社に勤務していた期間は、勤務地を異動したことはあったが、厚生年金保険には継続して加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する就労証明証により、申立人がA社の関連事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社関連のC工場は、申立期間中の昭和27年7月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、複数の同僚が申立期間当時の工場長であったとする者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、B社は、「当時の資料を保管していない。また、申立人が保管する就労証明書は、当社の会長が当時の記憶を頼りに作成したものと考えられるが、現在、会長は長期入院中で話ができる状態にはなく、ほかに当時の状況を知る者もない。」と回答している。

さらに、C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に勤務していたと考えられる複数の同僚は、「C工場は、昭和27年に操業を一時停止しており、当時、申立人はD業の仕事を手伝いに行っていたと思う。」と供述しているほか、同僚のうちの一人は申立人が手伝いに行っていた先のD業主名を具体的に挙げるなど、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚

生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる供述を得ることができなかつた上、申立人も、申立期間における給与の支払元に係る記憶が定かではなく、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶もない。

加えて、C工場の関連工場であり、同一町内に所在するE工場及びF工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 51 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答をもらったが、同社には、昭和 49 年 5 月から 57 年 5 月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 5 月にA社に入社した後、57 年 5 月に退職するまでの期間は同社に継続して勤務していたとするところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿により、平成 22 年 1 月 25 日に登記が閉鎖されていることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主は、「当時の資料が無く、当時の状況は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が勤務していたA社B支店の当時の支店長は、「申立人はC業務担当係長であったと思うが、申立期間当時の状況は記憶にない。また、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険については、従業員の勤務実態に合わせて各種の届出等を行っていた。申立期間当時、B県内にはD市にB支店が設置されているだけであったことから、従業員の転勤、出向及び移籍等の例は無く、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が無いのであれば、申立人は、申立期間においてA社に勤務していなかったものと考えられる。」と供述して

いる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 12 人のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会したところ、回答が得られた二人は、「申立期間当時、申立人は会社を一度退職し、その後、再度入社してきた記憶がある。」と供述している。

加えて、上記同僚のほか、被保険者名簿において申立期間に係る被保険者記録が確認できる者 9 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち申立人を記憶している者は 3 人おり、このうち二人は、「申立人の勤務期間までは分からない。」と供述しているが、他の一人は、「申立人は、申立期間当時に一度会社を退職したが、後任者が退職したことから、再度、入社して働くことになった。」と供述しており、同人が申立人の後任者として名前を挙げた者は、オンライン記録により、昭和 51 年 3 月 21 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

その上、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 50 年 8 月 20 日に A 社における被保険者資格を喪失し、51 年 6 月 1 日に同社において被保険者資格を再度取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録とも符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 5 月 9 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の資料は保存期限満了のため廃棄されており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金の適用状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除の状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 13 人の計 15 人に照会したところ、12 人から回答が得られたが、このうちの一人は、「申立人は以前、厚生年金保険料は控除されていないと言っていた。申立期間当時、申立人は年金受給年齢になっており、年金の満額受給のため、厚生年金保険に未加入で保険料は控除されていなかった可能性がある。」と供述しており、他の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除に関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人の旧老齢厚生年金受給権者原簿において、申立人の旧老齢厚生年金の受給権発生が昭和 60 年 5 月であり、受給権発生当初は、厚生年金保険に加入する在職者として、給与と旧老齢厚生年金支給額との間で調整が行われ、年金支給額に一部支給されない額 (停止額) が発生しており、62 年 5 月に「厚生年金保険の資格喪失 1 か月経過改定」の事由により旧老齢厚生年金の

支給停止額が解除され、年金額の満額支給の決定がされていることが確認でき、その後は、支給停止額の発生は認められない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から24年12月31日まで

A社本社B支店に勤務していた昭和19年11月に召集を受けC地域に出征した。昭和20年8月15日の終戦の翌日から24年10月26日までD国軍に抑留され、同年同月30日に召集解除となり、帰国後同年12月に上京して会社に帰国報告をしたが、会社の名称がE社に変更になっていた。同社には1日も勤務はしていないが、同社は抑留中も正社員であったことを認め、私は同年12月に退職金の支給を受けた。同じ抑留中であつたにも関わらず昭和22年6月1日以降の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。申立期間について、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の帰国報告に係る詳細な供述、F県G局H課交付の申立人の軍歴資料、申立人から提出されたI国J機関長交付の労働証明書及びE社の承継事業所であるK社の「E社は、L社の前の事業所名であり、K社B支店がL社の後の事業所名である。」との回答から判断すると、申立人は、申立期間において、主張するE社ではなく、L社又はK社B支店に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、L社は、昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、K社は、「当時の書類は保存年限を満了していることから、申立人に係る書類は保管されておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人は、いずれも生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人のL社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には「59条の2」の記載が確認できるところ、申立期間当時の厚生年金保険法では、第59条の2の規定により、厚生年金保険の被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨の規定があるものの、当該対象期間は昭和22年5月2日までとされている。

加えて、L社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和22年6月1日付けでK社B支店は組管掌適用事業所として厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の名前は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3196 (事案 925 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 6 日から 41 年 8 月 1 日まで

昭和 40 年 8 月 6 日から 44 年 8 月 31 日まで、A 社に勤めていたが、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の記録が無い。

前回、同じ申立期間について、B 社における厚生年金保険被保険者資格が無いことについて訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要ないとの通知をもらった。

しかし、今回、A 社において、申立期間当時、私の健康保険に両親を被扶養者として、遠隔地被保険者証を発行してもらったことを思い出したので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、同社は「社員名簿により、申立人は昭和 40 年 8 月 5 日に C 職から厚生年金保険の適用とならない歩合 D 職に転向している。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同社の上司二人のうち、生存及び所在が確認できた上司の一人が「申立人は勤務していたと思うが、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していること、iii) 申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が 40 年 8 月 4 日に同社を離職し、同年 10 月 1 日に A 社において同保険被保険者資格を取得していることが確認できること、iv) 同社が「当時の関係者は既におらず、関連資料も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用については不明。」と回答しており、厚生年金保険被保険者原票でも、申立期間に申立人の同保険被保険者記録が見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、A社に勤務したとして再申立てを行っており、新たに同社において一緒に勤務していた同僚として二人の名前を挙げ、「申立期間当時、父親が病気療養中であったので、両親を健康保険の扶養家族にして、健康保険に加入していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格を認めてほしい。」と主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち生存及び所在が確認できた一人及び同社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に同被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚14人の合計15人に照会したところ、9人から回答が得られたが、i) 申立期間当時、労務事務を担当していた一人は「当時、正社員（月給者）及び準社員（日給者）がおり、失業保険には全員が加入していたが、準社員の中には厚生年金保険に加入していない者もいた。」と供述していること、ii) 他の一人は、「正社員としての採用であったと思っていたが、入社から2年近く遅れて厚生年金保険に加入していることが、同社を定年退職してから分かった。」と供述していること、iii) その他の者は「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることなど、申立ての事実に係る供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録により、A社がE国民健康保険組合に加入していることが確認できる上、上記回答のあった9人の同僚のうち一人は、「健康保険の加入は入社と同時であったが、厚生年金保険の加入は遅かった。」と供述していることから判断すると、同社において、厚生年金保険被保険者資格取得日及び健康保険被保険者資格取得日が、必ずしも一致していなかったことがうかがえる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録の確認ができた同僚のうち17人を抽出し、雇用保険の被保険者資格取得を確認したところ、12人について雇用保険の被保険者記録が確認できたが、このうち厚生年金保険被保険者資格取得月と雇用保険被保険者資格取得月が一致している者は3人のみであり、残る9人は両保険の被保険者資格取得月が相違し、取得月が6か月以上相違している者が5人いることが確認できることから判断すると、同社においては、申立期間当時、社員の中には、何らかの事情により雇用保険及びE国民健康保険の被保険者になっても厚生年金保険被保険者とはなっていなかった社員がいたことがうかがえる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 7 日から 45 年 1 月 19 日まで
A社に勤務していたが、B分野の技術を習得していたので、C社に転職した。

C社に入社の際に長男の誕生もあったことから、健康保険証をもらい、受診した記憶がある。給与から健康保険料と共に厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間において、C社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、54 年 1 月 31 日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できる者はおらず、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、両人から回答を得られたが、いずれも「申立人が勤務していたことは間違いないが、申立人の厚生年金保険の加入については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述を得ることができない上、いずれの者も「私は、申立期間当時はC社とは異なる事業所で勤務していた。」と供述し

ており、オンライン記録からも、それぞれ供述している事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人は「健康保険証を使用していたのであるから、厚生年金保険にも加入していた。」と主張しているところ、当該事業所が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和42年11月1日以降も、申立人は健康保険証を使用していると供述していることを踏まえると、申立人の主張は不自然である。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無く、被保険者原票により、昭和41年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が最後であることが確認できる上、同原票に申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3198 (事案 784 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 21 日から 31 年 11 月 1 日まで

申立期間について、A社B事業所に間違いなく勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。しかし、新しい事情は無いが、同社に私と同姓同名の者がいたかどうかを調べてほしいので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) A社に照会したところ、「厚生年金保険に関する関係資料を廃棄していることから当時の状況は不明であるが、申立人の人事記録によると、申立人はC作業員として昭和 31 年 11 月 1 日に入社し、同日に失業保険に加入したことが確認できる。」と回答していること、iii) 申立人の厚生年金保険の加入記録について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票を確認したところ、申立人の資格取得日は、31 年 11 月 1 日と記録されており、雇用保険の加入記録と一致していること、iv) 申立人は、申立期間と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない上、被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるD作業員 13 人に対して照会したところ、10 人から回答を得られたが、そのうち 9 人は「申立人のことは知らない。」、「当時のことは分からない。」とし、一人は「申立人の名前は聞いたことがあるが、詳しく知らない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認で

きなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「新たな事情は無いが、私と同姓同名の者がいたかどうかを調べてほしい。」と主張しているところ、被保険者名簿において、申立期間に申立人と同姓同名の者は確認ができなかったことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。